

大学との相互協力に関する基本協定の締結について

国際短期大学、こども教育宝仙大学および新渡戸文化短期大学（以下「大学」という。）との間に、それぞれ下記のとおり包括的な相互協力に関する基本協定を締結し、継続的に連携事業等を展開していくこととする。

記

1 協定の目的

包括的な連携によって、相互の人的、知的及び物的資源の交流・活用を図り、まちづくり、人材育成、教育、文化、産業育成等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

2 区の役割

区は、相互協力事項において、大学に対し、教育研究に係る活動の場と発表の機会を提供し、そのめざす人材の育成や教育研究の発展のために協力する。

3 大学の役割

大学は、相互協力事項において、大学としての特色を活かし、その幅広い専門知識、技術及び人材を地域社会に還元し、区がめざす中野のまちの発展のために協力する。

4 相互協力事項

- (1) 地域の活性化、まちづくりに関すること
- (2) 人材育成に関すること
- (3) 教育・学術・文化振興に関すること
- (4) 産業の育成支援に関すること
- (5) その他、両者が必要と認める事項

相互協力の実施にあたっては、両者が協議して行う。

5 協定の有効期間

基本的に協定締結の日から平成29年3月31日まで（更新可）

6 協定締結日（予定）

平成28年3月23日 国際短期大学

平成28年3月31日 こども教育宝仙大学、新渡戸文化短期大学

中野区と国際短期大学との相互協力に関する基本協定書(案)

中野区（以下「甲」という。）と国際短期大学（以下「乙」という。）とは、相互の協力に関する基本事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携によって、相互の人的、知的及び物的資源の交流・活用を図り、まちづくり、人材育成、教育、文化、産業育成等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、乙と行う相互協力事項において、乙に対し、教育研究に係る活動の場と発表の機会を提供し、乙がめざす人材の育成や教育研究の発展のために協力する。

（乙の役割）

第3条 乙は、甲と行う相互協力事項において、大学としての特色を活かし、その幅広い専門知識、技術及び人材を地域社会に還元し、甲がめざす中野のまちの発展のために協力する。

（相互協力事項）

第4条 甲と乙との相互協力の内容は、次にあげるとおりとする。

- (1) 地域の活性化、まちづくりに関すること
- (2) 人材育成に関すること
- (3) 教育・学術・文化振興に関すること
- (4) 産業の育成支援に関すること
- (5) その他、両者が必要と認める事項

2 前項の相互協力の実施にあたっては、甲と乙が協議して行う。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の日の6か月前までに、甲乙いずれか一方からこの協定を終了させる旨の意思の表示がない場合は、翌年度の3月31日までの1年間、この協定は更新されたものとみなし、以後も同様の取扱いとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

甲と乙は、協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

中 野 区
区 長

(乙)

国 際 短 期 大 学
学 長

中野区とこども教育宝仙大学との相互協力に関する基本協定書(案)

中野区（以下「甲」という。）とこども教育宝仙大学（以下「乙」という。）とは、相互の協力に関する基本事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携によって、相互の人的、知的及び物的資源の交流・活用を図り、まちづくり、人材育成、教育、文化、産業育成等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、乙と行う相互協力事項において、乙に対し、教育研究に係る活動の場と発表の機会を提供し、乙がめざす人材の育成や教育研究の発展のために協力する。

（乙の役割）

第3条 乙は、甲と行う相互協力事項において、大学としての特色を活かし、その幅広い専門知識、技術及び人材を地域社会に還元し、甲がめざす中野のまちの発展のために協力する。

（相互協力事項）

第4条 甲と乙との相互協力の内容は、次にあげるとおりとする。

- (1) 地域の活性化、まちづくりに関すること
- (2) 人材育成に関すること
- (3) 教育・学術・文化振興に関すること
- (4) 産業の育成支援に関すること
- (5) その他、両者が必要と認める事項

2 前項の相互協力の実施にあたっては、甲と乙が協議して行う。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の日の6か月前までに、甲乙いずれか一方からこの協定を終了させる旨の意思の表示がない場合は、翌年度の3月31日までの1年間、この協定は更新されたものとみなし、以後も同様の取扱いとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

甲と乙は、協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

中 野 区
区 長

(乙)

こども教育宝仙大学
学 長

中野区と新渡戸文化短期大学との相互協力に関する基本協定書(案)

中野区（以下「甲」という。）と新渡戸文化短期大学（以下「乙」という。）とは、相互の協力に関する基本事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携によって、相互の人的、知的及び物的資源の交流・活用を図り、まちづくり、人材育成、教育、文化、産業育成等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、乙と行う相互協力事項において、乙に対し、教育研究に係る活動の場と発表の機会を提供し、乙がめざす人材の育成や教育研究の発展のために協力する。

（乙の役割）

第3条 乙は、甲と行う相互協力事項において、大学としての特色を活かし、その幅広い専門知識、技術及び人材を地域社会に還元し、甲がめざす中野のまちの発展のために協力する。

（相互協力事項）

第4条 甲と乙との相互協力の内容は、次にあげるとおりとする。

- (1) 地域の活性化、まちづくりに関すること
- (2) 人材育成に関すること
- (3) 教育・学術・文化振興に関すること
- (4) 産業の育成支援に関すること
- (5) その他、両者が必要と認める事項

2 前項の相互協力の実施にあたっては、甲と乙が協議して行う。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の日の6か月前までに、甲乙いずれか一方からこの協定を終了させる旨の意思の表示がない場合は、翌年度の3月31日までの1年間、この協定は更新されたものとみなし、以後も同様の取扱いとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

甲と乙は、協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

中 野 区
区 長

(乙)

新渡戸文化短期大学
学 長
